

令和2年12月17日

**第26回新型コロナウイルス感染症に係る「青森市危機対策本部」 本部長指示**

12月17日(木)、青森県内では384例目及び386例目、青森市内では79例目及び80例目となる新型コロナウイルス感染症患者の発生が確認されました。県との緊密な連携の下、感染者に対する医療措置、濃厚接触者の迅速な検査及び感染拡大防止に向けた積極的疫学調査を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた国の追加対策への対応及び市内事業者への更なる支援を講じる必要があることから、以下の対策について各部局が連携し、速やかに実行することを指示します。

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた低所得のひとり親世帯に対して、8月から支給している「ひとり親世帯臨時特別給付金」(1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を加算)を再支給すること。
- 市内の事業者の事業継続を図るため、小売業・飲食業等全19業種の店舗等の賃料月額額の8割相当額又は固定資産税の8割相当額を1か月分の算定基礎額として2か月分、1事業者当たり最大60万円(1事業所・店舗につき最大20万円、3事業所・店舗まで)の助成を行うこと。

市民の皆さまにおかれましては、これから迎える年末年始に向け、会食の機会や帰省などによる人の往来の増加が見込まれることから、国で示されている感染リスクが高まる「5つの場面」、①飲食を伴う懇親会等、②大人数や長時間に及ぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり に注意していただくようお願いいたします。

最後に、改めて患者や濃厚接触者の詮索などは厳に慎んでいただくようお願いいたします。新型コロナウイルス感染症には誰でも感染する可能性があり、感染者自身が意図して感染するものではありません。プライバシーを尊重し、差別的行為を決して行うことのないよう、市民の皆さまの御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。